

海外展開はじめの一步応援事業費補助金

申請に関するQ & A

<目次>

1	対象者	P 1
2	対象事業	P 2
3	対象経費	P 5
4	申請手続き	P 6
5	審査・採択	P 7
6	補助金の交付	P 8

令和6年4月

秋田県産業労働部商業貿易課

【対象者】

Q 1-1 企業の業種による制限はありますか。

A 1-1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、秋田県内に主たる事務所を置く会社又は個人であれば、業種は問いません。

Q 1-2 個人事業主ですが応募できますか。

A 1-2 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、秋田県内に主たる事務所を置く会社又は個人であれば、応募できます。

Q 1-3 みなし大企業ですが応募できますか。

A 1-3 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、秋田県内に主たる事務所を置く会社であれば、みなし大企業も応募できます。

Q 1-4 新しく創業した事業者ですが応募できますか。

A 1-4 申請日現在、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、秋田県内に主たる事務所を置く会社又は個人であれば、応募できます。

Q 1-5 複数の企業が共同で応募できますか。

A 1-5 すべての構成員（企業）が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、秋田県内に主たる事務所を置く会社又は個人であれば、応募できます。

Q 1-6 既に海外輸出している中小企業ですが応募できますか。

A 1-6 これまで自社による直接輸出又は、商社や貿易会社等を介した（取引代行による）間接輸出を行ったことがある場合は応募できません。

なお、サンプル輸出のみで成約に至っていない場合や中間部品を納品し、それが国内で完成品に組み込まれて輸出される場合は、応募できます。

Q 1-7 「海外展開の実績がない」とは具体的にどういうことですか。

A 1-7 申請日以前に、自社による直接輸出、商社や貿易会社等を介した（取引代行による）間接輸出、現地法人設立や出店等の直接投資、海外企業との業務提携等の実績がないことを指します。

なお、輸入及び訪日外国人観光客（インバウンド）の誘致は、この補助金での海外展開の実績には含みません。

また、サンプル輸出のみで成約に至っていない場合や中間部品を納品し、それが国内で完成品に組み込まれて輸出される場合は、海外展開の実績には含みません。

【対象事業】

Q 2-1 どのような事業を対象としていますか。

A 2-1 海外展開戦略を策定するための「専門家招へい等事業」及び「マーケティング事業」を対象としています。

なお、対象事業を実施の上、海外展開戦略を策定し、県に提出していただきます。

(1) 専門家招へい等事業

- ①海外展開に係る基礎的知識習得
- ②候補国選定や展開手段等に関する助言
- ③過去の失敗要因の分析や対策に関する助言
- ④マーケティングに基づく助言
- ⑤戦略立案に関する助言
- ⑥その他知事が必要と認める取り組み

(2) マーケティング事業

- ①市場規模調査
- ②顧客ニーズ調査
- ③競合調査
- ④提携候補調査
- ⑤バイヤーアンケート調査
- ⑥テスト販売調査
- ⑦戦略立案
- ⑧その他知事が必要と認める取り組み

Q 2-2 海外展開戦略の策定とは何を指しますか。

A 2-2 海外展開する製品や市場、顧客（ターゲット）を絞り込み、海外展開手段（直接貿易・間接貿易・現地法人設立・代理店取引・B to B・B to C・商談方法・宣伝方法等）を明確にし、「何を、どこに、どのように」海外展開していくかを示したものを指します。

補助事業完了後、策定した海外展開戦略を任意の様式又は要領様式第8号により報告していただきます。

Q 2-3 なぜ海外展開戦略を策定する必要があるのですか。

A 2-3 国によって文化、価値観、商慣習、物価、ニーズ、法規制等が異なるため、「どこに、どのように展開（直接貿易・間接貿易・現地法人設立等）していくか」の方向性を定める戦略が重要となります。

専門家や海外業者等他者の視点や考えを取り入れ、目的及び対象国を明確にした戦略の策定により、不安やリスクを軽減し、適切な手段を用いた海外展開につなげることができます。

さらに、ジェトロの支援事業や他の補助金、融資等を活用する際の事業計画の作成に役立てることができます。

Q 2-4 専門家とは誰ですか。県が専門家を紹介してくれますか。

A 2-4 (1) 海外取引に詳しい貿易会社、商社、コンサルティング会社
(2) ジェトロ・中小機構・秋田県貿易促進協会等と契約している専門家等を想定していますが、県が専門家を紹介することはできません。
インターネット等で調べるか各支援機関に御相談ください。

<主な支援機関>

○ジェトロ秋田 <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/akita/>

○秋田県貿易促進協会 <http://www.a-trade.or.jp>

○中小機構東北本部

https://www.smrj.go.jp/regional_hq/tohoku/sme/overseas_consulting/index.html

Q 2-5 専門家招へい等事業とは何ですか。

A 2-5 (1) 海外展開に係る基礎的な知識習得、マーケティング、戦略立案のための講座等の受講や専門家招へいによる勉強会の実施
(2) 候補となる国の選定や製品に応じた展開手段等への専門家からの助言
(3) 専門家招へいによる過去の海外展開における失敗要因の分析や対策の検討
(4) マーケティングに基づく専門家からの助言（商談方法、価格設定、宣伝等）等を想定しています。

なお、各国の基礎的な情報、法規制・関税等については、ジェトロにて無料で入手可能です。

Q 2-6 マーケティング事業とは何ですか。

A 2-6 海外展開を検討している国や地域の

- (1) 市場規模調査
- (2) 顧客（消費者）のニーズ調査
- (3) 競合企業の有無や生産体制、販促手法、価格帯等の調査・分析
- (4) 現地での流通・生産等における提携企業（パートナー）候補の調査
- (5) 製品のテスト販売による調査・分析・検証
- (6) バイヤーへのアンケート（機能・仕様・デザイン等）調査
- (7) 戦略の立案

等を想定しています。

また、ジェトロの海外ミニ調査サービスの利用やコンサルタント会社への調査委託を想定しています。

Q 2-7 海外向けECサイトでのテスト販売調査は対象となりますか。

A 2-7 テスト販売調査については、アンケート等の調査を行い、分析又は検証するものであれば対象となります。ただし、調査期間は合計して6か月以内とします。

Q 2-8 国や県の他の補助金を活用する（している）事業は対象となりますか。

A 2-8 他の補助金と内容が重複する取り組み及び経費は対象となりません。

また、国、県及び市町村等の業務委託事業も対象となりません。

【対象経費】

Q 3-1 補助金の申請前に発注、契約又は支払った経費は対象となりますか。

A 3-1 対象となりません。採択が決まる補助金交付決定の日以降に発注した経費が対象です。

Q 3-2 補助金の交付決定前に発注、契約又は支払った経費は対象となりますか。

A 3-2 補助金の交付決定前に発注、契約又は支払った経費は、申請書の事業実施計画書に記載していても対象となりません。ただし、補助金の交付申請後、交付決定前着手届を提出し採択が決まった場合のみ、着手予定日以降に発注した経費が対象となります。

Q 3-3 事業実施期間の終了後に支払った経費は対象となりますか。

A 3-3 対象となりません。採択が決まる補助金交付決定の日以降に発注し、補助事業の期間内に支払いが完了した経費が対象となります。

Q 3-4 振込手数料は対象となりますか。

A 3-4 対象となります。原則として、すべての支払いを銀行振込としてください。

Q 3-5 消費税及び地方消費税は対象となりますか。

A 3-5 対象となりません。補助対象経費は「消費税及び地方消費税を差し引いた額」となります。

Q 3-6 事業実施にパソコン購入やインターネット利用が必要ですが対象となりますか。

A 3-6 対象となりません。機材、器具及び備品の購入に係る経費や電話又はインターネット利用に係る経費は、本補助金の対象となりません。

Q 3-7 専門家等招へいに係る紹介手数料、事業実施のための専門家への相談料やコンサルタント料は対象となりますか。

A 3-7 対象となります。ただし、補助事業以外の目的・内容を含む料金・費用（総合的なコンサルタント業務契約費用等）は対象になりません。

Q 3-8 マーケティング調査を現地に行かず、海外の調査会社に委託しようと思いが、その調査委託料は対象となりますか。

A 3-8 対象となります。ただし、補助事業以外の目的・内容を含む料金・費用は対象になりません。

【申請手続き】

Q 4-1 申請に必要な書類は何ですか。

A 4-1 次の書類を提出してください。

- (1) 補助金交付申請書（要綱様式第1号） ※押印不要
- (2) 収支予算書（要綱様式第2号）
- (3) 事業実施計画書（要領様式第1号）
- (4) 誓約書（要領様式第2号）
- (5) 承諾書（要領様式第3号）
- (6) 消費税及び地方消費税に滞納がない旨の納税証明書
- (7) 県税に滞納がない旨の納税証明書
- (8) 直近2期の財務諸表（貸借対照表、損益計算書又は確定申告書の写し）
- (9) 法人登記現在事項証明書（会社の場合）又は
戸籍個人事項証明書（個人の場合）
- (10) 積算根拠を示す資料（積算内訳書・参考見積書・料金表・パンフレット等）

Q 4-2 1者単独での申請と連携体での申請に違いはありますか。

A 4-2 連携体が申請する場合は、構成員の中から事務及び経理処理を担う代表者を選定し、前掲A 4-1記載の書類のほか、「連携体の構成等について」（要領様式第4号）を添付して申請してください。

なお、(4) 誓約書から(9) 法人登記現在事項証明書又は戸籍個人事項証明書までの書類については、すべての構成員のものを添付してください。

また、本補助金は、補助限度額を1者につき80万円としています。1者単独では80万円が上限ですが、連携体では80万円×構成員（企業）数が上限となります。

Q 4-3 申請書類は何部、どこへ提出すればよいですか。

A 4-3 1部提出してください。

また、次の提出先に持参又は郵送してください。

秋田県産業労働部商業貿易課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎3階

Q 4-4 申請書、誓約書及び承諾書には押印が必要ですか。

A 4-4 押印は不要です。

Q 4-5 承諾書（要領様式第3号）にある「取り組み経緯及び内容等の発表や公表」とは何ですか。

A 4-5 海外展開戦略の策定に至る経緯、取組内容等について、補助事業者の利益に反しない範囲で、セミナー・会議等での発表や事例集等への寄稿等に御協力いただき、県内事業者の海外展開への関心を喚起していく予定です。

Q 4-6 申請に必要な「積算根拠を示す資料」はどのようなものですか。

A 4-6 積算内訳書、参考見積書、料金表、ウェブ公表資料、パンフレット、カタログ等補助対象経費の金額を算出するために使用した資料を添付してください。

Q 4-7 連携体の場合の補助限度額はいくらですか。

A 4-7 本補助金は、1者につき80万円を上限としています。仮に、連携体を構成する会社又は個人が3者の場合、補助限度額は240万円となります。

【審査・採択】

Q 5-1 どのように審査されますか。

A 5-1 本補助金審査委員会が提出された申請書類を次の審査項目により審査し、採択の可否を決定します。詳しくは、海外展開はじめの一步応援事業費補助金審査要領を確認してください。

- 審査項目 (1) 海外展開支援の必要性
(2) 事業計画の妥当性
(3) 海外展開の発展性 (将来性)

Q 5-2 面接やプレゼンがありますか。

A 5-2 面接やプレゼンはありません。書類審査のみとなりますので、取り組む内容を漏れなく事業実施計画書に記載してください。

Q 5-3 採択予定数は何件ですか。また、全体の予算額はいくらですか。

A 5-3 1者当たりの補助金を限度額の80万円と想定して、3者を予定しています。
1者当たりの補助金額が少なければ、採択件数は多くなります。
また、全体の予算額は240万円です。

【補助金の交付】

Q 6 - 1 当初想定より、かかり増しとなりました。変更承認申請すれば、交付決定額を超える補助金はもらえますか。

A 6 - 1 当初の交付決定額が補助金の上限となります。例えば、交付決定額が70万円であった場合、実際の補助対象経費の3分の2が80万円となっても補助金額は70万円です。

また、補助対象経費が少なくなった場合、補助金はそれに応じて減額となります。

Q 6 - 2 補助金はいつ頃もらえますか。

A 6 - 2 補助金は後払いです。事業が完了し、事業実績報告書の検査が終了した後、約3～4週間後の支払いとなります。事業開始から事業完了までの資金は、補助事業者が確保する必要があります。

<問い合わせ先>

秋田県 産業労働部 商業貿易課 貿易・流通チーム
海外展開はじめの一步応援事業担当者

電話：018-860-2218

電子メール：com-tra@pref.akita.lg.jp